

令和5年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和5年9月22日(金)

閉会 令和5年9月22日(金)

仁木町議会

令和5年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和5年9月22日（金曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 一般質問 地域力創造アドバイザー制度の活用成果は（佐藤秀教議員）
熱中症に関する対策は（上村智恵子議員）
JR在来線の存続問題について（上村智恵子議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第2号 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第3号 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第4号 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第5号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について |
| 日程第15 | 同意第14号 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 意見案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第17 | 意見案第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第18 | 意見案第8号 国立病院の機能強化を求める意見書 |
| 日程第19 | 陳情第2号 「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情 |
| 日程第20 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第21 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

令和5年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 5年 9月22日（金） 午前 9時30分
 閉 会 令和 5年 9月22日（金） 午後 2時03分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱	(林 幸 治)
財 政 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 環 境 課 長	伊 藤 浩 美	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 長	河 井 健	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和5年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、3番・木村議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月8日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案6件、同意1件、意見書3件、陳情1件の計13件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が2名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、上村議員2件の順番でございます。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託し閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、令和4年度各会計決算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第13の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第14の規約変更については、即決審議でお願いいたします。日程第15の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第16から第18の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましてはお手元に配布のとおりでございます。日程第19の陳情につきましては、仁木町議会会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第20・委員会の閉会中の継続審査、日程第21・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。令和5年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月22日金曜日、会期は開会が9月22日金曜日、閉会が9月25日月曜日の4日間といたします。なお、9月23日から24日まで休会といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、9月22日から9月25日までの4日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月22日から9月25日までの4日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき9月23日から24日の2日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月23日から24日の2日間休会することに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。令和5年第3回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和5年第3回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、町内のお祭りも終わり、今年は残暑厳しい日々を過ごしてまいりました。暦の上では明日が秋分の日であり、ようやく秋の季節を迎えることとなりますが、気象庁は9月から11月にかけて全国的に高温

になる傾向とする予報を示しました。日本だけに限らず世界的に気温が高くなるとの見方がされている中、その要因として、地球温暖化やエルニーニョ現象などの影響によるものだと指摘されております。国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり地球沸騰化の時代が到来したと警鐘を鳴らしておりますが、その危機感が広く浸透していないのが実情であります。今、ヨーロッパを中心に気候市民会議の運動が広がりを見せております。その動きが日本にも伝わり、2020年11月に全国に先駆けて気候市民会議札幌2020が開催され、温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会をどのように実現すべきかについて、くじ引きなどで選ばれた一般の市民が議論し、その結果を国や自治体の政策に生かすべく、計画の策定や実行などの取組に活用されました。このことを契機に、他の地域でも行政と民間が協力し、様々な同様の会議体が設立し、開催されております。特に注目すべきところは、様々な政策に対し自ら解決策を考え始める若者が増加していることであります。少子高齢化や人口減少により、若者が次第に地域の政策形成過程に参加ができていない状態が続いている中、本町としても、今後、若者の声を可視化し、地域への声を広げることができる未来志向的な場が本町にも必要であると考えています。既存の組織団体はもちろんのこと、これからの議員、役場職員も先を見据えて、今から人材を育成することが担い手不足への解決策につながるものと捉え、人口減対策同様に人材育成にも力を注いでいく必要があると改めて感じた次第であります。

さて本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案6件、同意1件、計9件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和5年第3回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、銀山地区における新たなコミュニティ拠点づくりに向けたタウンミーティング(対話型集会)の開催について申し上げます。8月4日に銀山地区の皆さまを対象としたタウンミーティングを開催いたしました。銀山地域におけるコミュニティ活動は、創立70周年を迎えた「銀山女性の会」に代表される地域に根ざしたサークル活動や、ノーマライゼーションの理念の下、社会福祉施設等と連携した特色ある活動が持続的に展開されております。一方で少子高齢化や人口減少の影響に伴い、本町においても各種団体の運営体制の維持が困難となっている事例も散見されており、さらには、コミュニティ活動の拠点となっている「銀山生活改善センター」を始めとする各施設の老朽化も進んでいるなど、地域のコミュニティ活動を維持・発展させていく上で、ハード・ソフトの両面にわたり、多くの課題が山積しております。本集会は、これらの課題を地域と行政が一緒になって、町民のコミュニティ意識や連帯感を高め、地域の活性化が図られるよう、自主的な活動を支援し、銀山地区におけるコミュニティ活動を維持・発展させていくことを趣旨として開催したものであります。当日は23名が参加され、町から主要施設・人口推移など地域の状況についての話題提供や今後の検討に向けての考え方をお話しし、地域の皆さまからも多くのご意見を頂戴いたしました。今後は、コミュニティ拠点のあり方及び活動の維持・発展に向けた意識の醸成を図るため、地域の皆さまと町の職員が共働で検討を行うワーキングチームを設置し、ワークショップ等を通じて、マスタープラン(案)の策定に向けて取組を進めてまいります。

次に、町内イベントについて申し上げます。8月19日土曜日、私が実行委員長を務める「仁木フルーツ&ワインマラニック2023」を開催いたしました。本イベントは、仁木町観光の根幹をなす果樹観光と、町観光産業に新たな潮流をもたらすワイン観光を両輪に、古くからある町の魅力と、新たな町の魅力を広くPRすることで、町の農産物、気候風土、アクティビティを活用した観光振興及び交流人口の拡大を目指

して行ったもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年開催の第2回大会以来、4年ぶりの開催となり、町内外から294名の皆さまに参加いただきました。イベントでは、町内ワイナリーを結ぶ11km、21km二つのコースを設定し、コース内には町産ワインを始め、プルーンやミニトマトなど、本町の夏の味覚を楽しめるエイドステーションを設置し、参加者は、「マラソン」と「ピクニック」から作られた造語である「マラニック」の言葉通り、走ったり歩いたり、思い思いのスタイルでイベントを楽しまれ、私も11kmのコースに参加いたしました。スタート、ゴール会場となった役場庁舎敷地内には、ワインやビール、町特産品販売コーナーと5台のキッチンカーブースも設け、大会に華を添えていただきました。また、イベント運営に関しましては、JA新おたる、仁木町商工会、銀山地区総合型地域スポーツクラブ等の町内団体のほか、日本航空や全日空、レッドホースコーポレーション、陸上自衛隊真駒内駐屯地を始め、多くの企業・団体の皆さまにボランティアスタッフとして出役をいただきました。様々な企業・団体から協力をいただいたことで、参加者のみならずスタッフ間の交流も図られ、関係人口の創出に大きく寄与できたものと考えております。

また、8月12日土曜日には、町内のワイン事業者を始め、町などで構成する仁木町ワインツーリズム推進協議会の主催により、仁木町のワインとワイン産地としての魅力を広く知っていただくことを目的とした新たなワインイベント「ワイリングウォークフェスNIKI 2023」が夏空の下、開催されました。事前に販売した200枚のチケットは完売となるなど、道内外のワイン愛好者の注目を集め、町内の9つのワイン事業者が旭台に集結し、各社自慢のワインやこのイベントのために開発された、地元食材を用いたペアリングフードが提供されました。好天にも恵まれ、成功裏にイベントを終え、多くの参加者からは次年度以降も継続してほしいとの意見が寄せられました。今後につきましては、今回の反省点を踏まえ、より魅力的で、本町ならではの特色あるイベントを企画し、成熟させていきたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。令和5年産の主な農作物の9月1日現在の生育状況につきましては、ミニトマトは7段目が収穫中、14段目が開花期となっており、収量は好天に恵まれ、昨年より9.4%増となっております。なお、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での8月末の共同選果状況は、4つの生産組合合わせて約1186トンとなり、昨年対比0.5%減と概ね前年並で推移しております。水稻は、田植期以降、概ね高温・多照で推移し、出穂期まで天候に恵まれたことにより、8月15日現在における作柄も「やや良」となっており、平年より早く9月上旬より収穫も始まっております。なお、8月17日に北海道に接近した、台風7号による強風の影響で、一部の水田で倒伏が発生しておりますが、被害は限定的なものと考えております。ブドウは、露地「デラウェア」の収穫が、平年より6日早く始まり、サクランボは、昨年に比べ収量が10.7%減となり、生産額につきましても5.7%減となりました。その要因については、発芽後の低温と開花期間の強風により、地域によって着果量が少なかったこと、6月末から7月上旬の雨で裂果したことによるものと推察しております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、令和5年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和5年第3回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、小中一貫教育の取組状況について申し上げます。小中一貫教育につきましては、令和4年2

月に策定した「仁木町学校教育基本方針」に基づき、令和8年度に導入する小中一貫教育の実現に向け、北海道の事業であります学校種間連携サポート事業を活用し、後志教育局のアドバイスや指導を受けながら進めているところです。銀山地区義務教育学校につきましては、学年段階の区切りについて教職員からのアンケートを参考に小学校と中学校間の接続を円滑にするため、現行の「6－3制」から「4－3－2制」に決定したところでございます。また、7月18日と8月1日には、銀山小中学校の教職員を対象とした校舎の配置に係る検討ワークショップを開催いたしました。そこで出された意見や要望を取り入れた校舎配置案を作成し、8月31日には銀山生活改善センターでワークショップ形式の銀山地区住民意見交換会を開催したところでございます。参加者は保護者や児童生徒、地域住民など17名でございました。今後におきましては、教職員や地域住民から出された意見を検討し、基本設計を策定してまいります。また、校舎分離型の小中一貫教育を目指す仁木地区の小中学校につきましても、銀山地区と同様に、教職員の全体研修会やコア会議、乗り入れ指導といった取組により、9年間を通じた指導計画やランドデザインの作成に向けて進めているところでございます。

次に、令和5年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月18日に実施され、本町におきましては、小学校で2校18名、中学校で2校23名が参加いたしました。本年度の調査科目につきましては、小学校は国語及び算数、中学校は国語、数学及び英語となっております。主な出題の傾向につきましては、小学校の国語では複数の情報を比較したり、関連付けて検討する問題や、算数では足し算や掛け算が混在する式を読み取る問題、中学校の国語ではインタビューの対話文を読み、自分の考えを述べる問題、数学ではデータを読み解き数学的な表現を使って説明させる問題や、英語ではこれまでの「聞く・読む・書く」に加え「話すこと」の技能を確認するため、タブレット端末を使い、初めてオンライン方式で行っております。8月末に調査結果が文部科学省から通知されており、大まかな結果につきましては、小学校においては国語、算数とも全国平均を下回っておりましたが、国語の「情報の扱い方に関する事項」については全国平均を上回る結果となっております。中学校については数学は全国平均を若干下回る結果でしたが、国語と英語は全国平均を上回る結果となり、特に国語の「読むこと」、英語の「聞くこと」、「書くこと」の分野は優秀な結果となっております。なお、令和元年度から全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」へ掲載して結果を公開することとしており、12月に発表される予定となっております。

次に、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。仁木水泳プールにつきましては、7月10日から8月29日までの51日間開設いたしました。今年度は銀山水泳プールを休止しましたが、銀山小学校の水泳授業が仁木水泳プールで行われたことや、保護者同伴の未就学児が利用していたことなどにより、仁木水泳プールの利用者数は延べ905人と前年度より増加し、事故もなく無事終了しております。以上で、令和5年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件につきまして提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.2%で、将来負担比率はありません。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）報告第1号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査に付しその意見を付け、議会に報告し公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の財政運営の深刻度を示すものでありまして、黒字でありましたので「なし」となっております。連結実質赤字比率につきましては、一般会計と特別会計を合算しまして財政運営の深刻度を示すものでありまして、黒字でありましたので「なし」となっております。実質公債費比率は9.2%で早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率は、将来の財政を圧迫する可能性を示すものでありまして、本町はゼロ以下のため「なし」となっております。

続きまして報告第2号、令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、公表することが義務付けられております。本町におきましては、簡易水道事業が公営企業でありまして黒字でありましたので「なし」となっております。

なお、お手元には、令和4年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは今日は選挙後初の定例会でありますし、新たに議員になられた方が2名おります。それで、私も初心に帰って何点か質問させていただきます。

只今、地方公共団体の財政の健全化に関する法律のこの規定に基づいて、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率について報告を受けたところでございますが、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この法律の目的とこの法律が制定された背景、これについて、これは町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今佐藤議員から質問がございました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的と背景ということで、どういったものがあるかということでご質問がございました。

今、地方財政小辞典というものを持っておりますけれども、その中に、地方公共団体財政健全化法というものがある明記されておまして、「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする」というふうに明記されております。

背景についての質問ということで、夕張市で財政破綻して、あれ以来、また新しい法律に変わって、今に至るといふことであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと前段、条文を読まれても、なかなか理解し得ていない。私も、何か今ざっくり読まれてもですね、なかなか理解できないと思います。

それで、私も簡単に調べましたけれども、この法律を簡単に申し上げますとですね、財政状況をガラス張りにして常に住民に分かりやすく公表する。それが第1の目的だと思うんです。今まではそういう規定がなかったんですね、それで住民の皆さんに財政状況を知ってもらうことが、1番町に対しての牽制になりますし、そのことが目的だと思うんです。これは夕張市には申し訳ないんですが、夕張市が平成18年6月に市が財政破綻するということで、これは従来、この法律は違った形の法律でありましたけれども、今言ったように、町民にガラス張りになるように公表するような部分でいろいろ改正について議論していたんですね。国の方でも。ところがこの夕張が破綻したものですから、この法律の改正が非常にこれスピードが早まったんです。それで、この平成19年に制定されたというそういう背景もあります。ですから、簡単に申し上げますと、「財政状況をガラス張りにして、町民に公表して、夕張市のように財政破綻をしないように健全な財政運営をしましょう」ということでの法律の趣旨かと思えます。

そこで、次の質問に入りますけれども、先ほど財政課長の方から、4つの健全化判断比率、この内容についてご説明がありましたけれども、資料もいただいています。これ今朝見ましたけれども、これは毎年いただいているんですけれども、これをざっと読んでもですね、今日いただいて今日読んで、これは理解できませんよ。私は、要はこの健全化判断比率というものは財政運営上の、人間で言うところの健康診断ではないかと。例えば人間であれば病気にならないように普段から気をつけましょう。手遅れにならないように早期発見、早期治療を心がけましょう。そのためには定期的に健康診断を受けましょうということだと思ふんです。私の言う、この理解に間違いはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）今の4つの指標につきましては、それぞれ意味がありましてというところで、お手元に配布の資料のとおりなんですけれども、その中で、やはり夕張市でいいますと、実質公債費比率と将来負担比率が非常に高くなっていて、財政破綻したときにつきましては、実質公債費比率が、たしか35%を超えたはずだと思っていました。そういうようなことで、今後においては25%の範囲内で各自治体が問題ないかどうかというのを皆さんにお知らせして、問題があれば、財政計画を立案させて、道の監視の下で財政運営をなさいたいというような形にしたものと認識しております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その辺も今お聞きしようと思っていたんですけれども、そこでこの4つの健全化判断比率について伺いますけれども、私も財政は難しい、あるいは分からないというふうに思っていますけれども、そこでこの各比率について基準値内となったその根拠として、算定の基準となる事項、あるいは用語の解説も、これではちょっと分かりません。もう少しかみ砕いて、町長の方から「財政課長が詳細に渡って説明します」ということでありましたが、この資料、あるいは説明を聞いただけでは、私は分かりません。もう少しかみ砕いて分かりやすく、これを説明できないでしょうか。これは非常に重要なものだと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この指標が非常に分かりづらいということのご指摘であると思いますけれども、この指標というのは、もう昔からずっとこのままできてはいるんですけれど、ただ町民の人たちが分かりづらいということで、町としても広報で分かりやすく説明するような努力はしております。ただ、広報においてもまだ分かりづらい部分は多々あります。もっとかみ砕いて分かりやすく説明しなければいけないというのは、それは我々の自己努力として、これからもう少し分かりやすく町民の皆さんに広く皆さんに分かるように自己努力をしていかなければならないというのは、我々念頭に置きながらこれから皆さんに周知していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、この場で答えられないということですか。

今この場で。それは後でもよろしいですよ。今この場で、これら4つについて、今、財政課長が、実質公債比率が、夕張市がどうこう、将来負担比率がどうこうと言いましたけれども、これもどういう算定に基づいてチェックをしているんだと、計算をしているんだというところを私は聞いているんですよ。

では、どうやってこれの計算をしたんですかという話になりますよ。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）実質赤字比率につきましては、お手元の資料になるのですが、令和4年度における一般会計等の赤字額について標準財政規模に対する割合を表したものになっておりまして、それを別でお配りしています令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率というA4判の1枚ものになっていると思うんですけれども、その一般会計の赤字の程度を指標化しまして財政運営の深刻度を表しております。その計算式につきましては、一般会計の赤字額割る標準財政規模ということで、その結果が1.03%で、仁木町においては黒字になっていますよということになっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）新しくなられた議員の皆さん、これ今の説明で分かりましたか。

それで、これは後でよろしいので、もう少しこれは、噛み砕いた形の中で、他の自治体では広報紙なんか非常に分かりやすく解説もしています。例えば、家計に例えて収入はこうだからあだからと、それに対して、例えば出費がこれだけいろんなものがかかりました。それで、今回は黒字なんで、これはゼロですよ。ですから簡単に言うと実質赤字比率、これだけを取ってみますと、一般会計の歳入がありますね。歳入から歳出を引いた額が赤字になる場合、この赤字額が標準財政規模に対する割合ですとなっているんです。ただうちは、歳入から歳出を引くと黒字になります。ですから、これはゼロということになるんです。お分かりでしょうか。簡単に言うとそういうことじゃないですか。

それで、この標準財政規模というのは、以前、私は聞いたことがありますけれども、この標準財政規模というのは、地方公共団体が標準的な行政活動を行うために、要するに住民サービスだとかそういう行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すものなのだと、それで、この規模というのは通常見込まれる収入、これを指しているようです。これはうちで言えば町民税ですとか、地方譲与税、普通交付税などが入るようです。これの割合だということなんですね。ですから、どうせ資料をいただけるのであれば、分かりやすい資料をいただけないでしょうか。ぜひこれはお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員の質問の趣旨というか、ターゲットというのは、若手の議員に対して言っているのか、それとも広く一般の町民に対して言っているのか、ちょっとその辺、我々まだ把握できていないところがありますけれども、ただ「わかりやすく」と言いますが、議員の皆さんは議会改革なり色々やっているわけですよ。議会改革でそれぞれの議員としての資質を向上、高めようと思ってこれまで4年間いろいろやってきたわけですよ。この手の基本的、基礎的なことを、そもそも自ら勉強して学ぶことをしていくべきだと私は思っていますけれども、わざわざここで絵を描いて分かりやすく議員の皆さんに説明するというのは、果たしてどうなのかなというふうに私は思いますが、その辺はどう思いますか。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私は冒頭に言ったはずですよ。

私も初心に帰って、あるいは今日選挙後初めての定例会ですし、新人の方が2名いらっしゃいますと、冒頭に言ったはずですよ。

私は、これはある程度調べてきていますので、だいたい話は分かりますよ。もう何年も職員もやっていたから。それは、町長開き直りですよ。分からないからそういう言い方するけれども、我々がもしこれがわからなかったら、町長にお願いして、財政当局にこれらについてレクチャーを今後受けますよ。私は今、そういうふうに思っています。これをやりながら、「多分みんな、これは分からないんだろうな」と私はそう思って、この後議会活性化委員会の中で、「財政当局の方から財政について学ぼう」という話を私はさせてもらおうと思っていました。まさに今、町長も言ったとおりですよ。

ただ基本、こういうふうに報告するからには、やはり分かりやすく説明するのが、町の務めではないでしょうか。

それで、この4つのうち1つでも基準を超えるとどうなりますか。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）4つのうちの基準を1つでも超えた場合につきましてはですね、財政健全化計画を定めることとなっております、そのあとは道との同意等が必要になり、勝手な財政運営ができないようになっております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）分かりました。

今日は色々こういう質問をさせてもらってですね、私も言ったように初心に戻ってですね、これから分からないところは遠慮しないで分からないと。他の議員もそうしてほしいんですが、おそらくそういうものは用意されていないようなので、簡便にはご答弁をいただけないと思います。

それで、報告第2号の方に移りますけれども、この資金不足比率について伺いたいと思いますけれども、この比率も黒字のために「なし」という説明でございました。これについても、その根拠など分かりやすく説明していただけないでしょうか。

また、一般会計からの繰入金、これについては計算上どのような扱いになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）少し確認させていただいても良いでしょうか。

要するに一般財源の繰入れの影響についても考慮するべきではないかということをお聞きしたいのでしょうか。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）要するに使用料だけでは間に合わない。ですから一般会計から繰入をしますよね。それなのに「黒字」ということがちょっと腑に落ちないんですよ。赤字だから、一般会計からお金を繰入れするわけですよね。そのことを聞いているんです。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）それと前段の一般会計の方の各比率の方の評価につながってくると思うんですけれども、あえて特別会計に対して一般会計を繰入れしたことによって、財政的な影響は見られていないという判断で考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）いきなりの質問だったので、戸惑いもあったと思います。今までこれ、「なし」で来ていましたから。でも先ほど言ったように、あえて今回させてもらったのは、新たに議員さんになられた方もいますので、ただこれを聞いただけではおそらく理解できないのではないかなというところで、もう少しかみ砕いた形の中でご説明願えないかなと。おそらく他のベテラン議員はもう当然分かっていることだと思いますけれども。今後は我々も先ほど町長の仰ったように「あなた方も議会改革をしているのではないかな」という、それはごもっともな話です。ですから、先ほど言ったように、私も「初心に戻って」とあえて言わせていただきました。そこなんです。ですから、分からないものは分からない。分からないものを分かったふうな顔をして「異議なし」「ありません」では、これからは通じないと思います。ですから、町長が仰った部分も教訓にしてですね、今後、我々も議会活性化の中でしっかりこの辺について、分からないところを一生懸命勉強していきたいというふうに思っています。

後日でよろしいので、何かそういうものを、分かりやすく作成できるものであれば、他の市町村の広報紙なんかも参考にさせていただいて、今後、せっかく町民に公表するための比率ですから、何とかご努力願

えないでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員の仰るとおり、今後、分かりやすくかつ丁寧な説明というものは、行政からも提示していきたいと思っております。少なくとも広報に関しては、町民の皆さんに分かりやすく今も説明はしておりますけれども、具体的に詳細の部分で、専門的な部分とか、そういった部分の情報というのは、なかなか広報には載せきれないので、そういった部分は今後、議員の皆さんに、先ほど佐藤議員が仰っていたような学ぶ機会なり、そういった場面をですね、両方で作っていければというふうに思っていますので、そういった部分でご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。2名の方から3件の質問があります。

最初に『地域力創造アドバイザー制度の活用成果は』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。

4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、通告に従い「地域力創造アドバイザー制度の活用成果は」について、質問させていただきます。

地域力創造アドバイザー制度は、地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の、外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援するものです。本町ではこの制度を活用して、令和3年度から信州大特任教授である鹿取みゆき氏と当時の株式会社ワンテーブル代表取締役である島田昌幸氏の2名をアドバイザーとして招へいしています。そこで、本町の地域力創造アドバイザー制度の取組について伺います。1点目、アドバイザーを招へいするまでの流れは。2点目、アドバイザー制度を活用する具体的な目的は。3点目、アドバイザーを活用した取組内容とその成果は。以上3点について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、地域力創造アドバイザー制度の活用成果は、の質問にお答えいたします。

1点目の「アドバイザーを招へいするまでの流れは」についてであります。アドバイザーは、「関係人口の創出」「環境保全」「観光振興」など、地域において自らが取組可能な12分類の中から、外部専門家として総務省の地域人材ネットに登録する必要があります。市町村は総務省ホームページに掲載されている地域人材ネットから依頼をしたいアドバイザーへ連絡、調整の上、予算措置し取組を開始するという流れと

なっており、本町も同様の流れで依頼を行っております。

2点目の「アドバイザー制度を活用する具体的な目的は」について申し上げます。アドバイザー制度については、ご質問の前文にもあるように、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら地域活性化に向けた取組を進めることを目的とし、令和3年度から招へいしており、本町においては関係人口の創出、観光振興、SDGsへの対応などの地域課題の解決に向け、現状や対策などのアドバイスや助言をいただき、民間企業との連携を通じた事業展開や人材育成を目的として実施しております。

3点目の「アドバイザーを活用した取組内容とその成果は」につきましては、アドバイザーの活用については、まちづくりに関するトータルのアドバイスを始め民間企業との連携の推進・人材育成という視点からアドバイスをお願いしたものであります。島田昌幸氏につきましては、経済産業省のプロジェクトへの参画や国土交通省の観光地域プロデューサーを歴任した一方、地域の資源を活かし、新しい価値を生み出すことをコンセプトに地域の再生や防災関連に取り組んでいた方であり、2年間の取組内容であります。全ての課ではないものの、各課から事業を進めていく上での課題について聞き取りを行い、町の現状や課題の把握、関係性の構築のための職員との意見交換を中心に取り組みました。2年目は、国が進めるカーボンニュートラルへの取組を中心に、知見を有する事業者とのマッチングや環境対策に関するセミナーの開催など、仁木町の官民連携の地域づくりを実現するための体制と仕組みについて、「仁木町の提言」として報告を受けております。鹿取みゆき氏につきましては、信州大学の特任教授として活動される一方、フード&ワインジャーナリストとして国内のワイン・ワイナリーに関する事業展開やアドバイスをされており、ワイン業界のオーソリティーとして大変著名な方であり、令和3年度より仁木町ワインツーリズム振興事業の一つとして、ワイン事業者定着支援事業の推進を目的に招へいしているところであります。現在までの主な取組内容であります。これまでに計10回のワインセミナーを開催し、ワイナリー関係者はもとより、生産者や農業関係団体、また、余市町や小樽市からもセミナーへ参加をいただくなど、鹿取氏の知名度の高さが伺えます。ワインセミナーでは、長野県千曲川ワインバレー構想の取組や、国内外における最先端のワイン事情などを紹介し、それらを参考にグループワークやワインテイastingなどを行う座学のほか、実際にワインぶどうのほ場に赴き土壌検査を行うなどの実地学習、ICTを活用したスマート農業技術の紹介など、本町のワイン産業やワインツーリズムの振興・発展に資するセミナーを開催していただいているところであります。これらのセミナーには、ワイナリー関係者、ぶどう生産者、ワイン愛好家など様々なクラスターから参加をいただき、参加いただいた皆さまの立場や地域を越えた交流を促すことで、ワインを中心とした人との繋がりを構築するなど、知識の涵養にとどまらない、大変有意義なセミナーとなっております。また、現在、町が進めている農村公園フルーツパークにきにおける道の駅構想に関し、フード&ワインジャーナリストとしての知識や経験から、今後、基本構想をまとめる上で、適切なアドバイスをいただけるものと大いに期待しているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問させていただきます。

只今町長の方から通告した3点について、それぞれご答弁をいただきました。それで時間の関係もありますので、多少質問の内容が前後するかと思いますけれども、それはご容赦願いたいと思います。

最初に町長に伺いますが、地域力創造アドバイザーの活用は、第6期仁木町総合計画やまち・ひと・しごと創生 総合戦略等を推進する上で、有効かつ効果的な制度と私は捉えております。それで、職員が一丸となって地域活性化を進める中で、近年早期に退職される職員が非常に多いというふうに私は感じております。しかも管理職です。退職された職員の方々につきましては、それぞれ止むを得ない事情があったものと推察はしますが、このことで9月1日付の人事で事務方のトップである副町長が、農業委員会事務局長の職務を代行するなど、人事にも影響が出ているものと思います。そこでなぜこのような人事になったのか、その背景と、いつまで代行されるのか、この2点について町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）前段の部分は私の方から答弁させていただきますけれども、2点目は副町長の方から答弁させていただきます。

最近、職員が退職するケースが増えているということで、人事評価も含め人材育成につながっていないのではという趣旨だというふうに思っておりますけれども、今の役場職員に求められているものというのはですね、非常に多く、業務だけをこなす職員では通用しなくなり、仕事を創出することが求められております。それに適応できない職員はですね、どうしても壁にぶち当たり、立ち往生してしまうのも事実であります。組織として互いに協力し合う体制を作るといのは、それはもうもちろんのことですけれども、育成することも我々の責務でありますけれども、最終的には本人の意識や能力を自ら前向きに、積極的に高めることが何よりも重要であり、そのような人材を私も求めておりますし、社会のニーズもそのように来ている、そのような中にあるというふうに認識しているところでございます。その中で、今、いろいろな様々な外部の方々との接点を持ってですね、様々な知見やノウハウをすぐには吸収できないかもしれませんが、事業を展開するに当たってその政策過程の中で、様々なことを学べる機会を作りたいという思いから、こういった外部アドバイザーを導入してですね、職員のつながりを作った次第でございますので、その辺の部分、今、町として来ているところでございます。

2点目に関しては、副町長の方から回答させていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）農業委員会の事務局長取扱いの件について、考え方と今後の見込みについてご説明させていただきます。

議員ご指摘のとおりですね、農業委員会事務局長は、課長相当職でございますけれども、健康的な理由によって退職をされました。それは個別の事例でございますので、この場では詳細は控させていただきますけれども、特段のそういった理由があったということですね、年度途中でございましたけれども、本人の意向に沿った形で対応させていただきました。それで実際、農業委員会の事務局の業務につきましては、現行、管理職の主幹職を置いてやっております。その中で通常の事務処理については適切に対応できているところでございますし、それまで1か月ほど産業課長の兼務の体制を敷いた時がございましたけれども、ただ今後、例えば高速道路に伴います用地の権利移転など、それから企業等の参入に伴います権利移転などの重要な案件もございます。そうすると課長職相当の高度な判断を求められる場面が今後年度末に向けて出てくるだろうということが想定されましたので、円滑な業務を図る上でですね、必要性を判断してですね、農業委員会会長ともご相談した中でですね、今回、私の方で事務取扱ということで対応させていただいたところでございます。それで若干、経過をご説明、補足いたしますと、事務取扱について

はですね、最近、副町長職が複数の課長職を補っているところが結構増えてきております。先般も島牧町がですね、ちょうど町長が代わられましてみますとですね、福祉課長と施設課という、うちの町でいうと建設課ですね、そちらの事務取扱を二つやっているというような事例もございますし、特に小さな規模の、うちも含めてですけれども、自治体においては管理職の人材が非常にかつての行財政難に伴って人材を採用しなかったという弊害もあってですね、非常に年齢構成がいびつになっている中でですね、止むを得ずそういった措置を取っている自治体も多数散見されておりますので、決して通常の形ではないとは思っておりますけれども、そういったことで対応している自治体の事例は多々あるというふうに認識しておりますので、うちもその辺を参考にさせていただいております。また、今後の見込みでございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、今年度年度内の当面の対応ということで、今回、私の事務取扱ということで対応させていただいておりますけれども、新年度からですね、新たな体制の中で専任の管理職を配置することで、今のところ想定しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）内容については理解するところですが、病気で辞められたということであれば、致し方ないのかなと。ただ、これは人事に関する件なので、副町長が答弁するということは、人事の専決事項の中に、人事権は副町長にあるのでしょうか。どうでしょうか。

そういう答弁されるということは、私は首長が答弁される部分であって、それが副町長の専決事項の中にあるのであれば、私はよろしいかと思いますが、今答弁した部分、詳細については副町長でもよろしいかと思いますが、現状についてのご説明は町長が答弁される部分ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）確かに人事権については私にあるというふうに思っています。

ただ、事務方のまとめ役として、副町長が様々な職員の部分で詳細について把握している部分でもあり、今回の人事異動に関しての経緯についても、副町長の方から説明した方が詳細にご説明できると思ひ説明させた次第でございますので、本来であれば人事権に関しては私自身にあるというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）次からは、しっかりその辺をですね、町長の専決事項ということで、きっちりその辺についてはですね、詳細はよろしいです。詳細についてはよろしいんですけれども、概要的なことについては、ぜひ町長がご答弁をお願いしたいと思います。

それで、今のに関連しますけれども、これも町長に伺いますけれども、先ほども申し上げましたとおり地域の活性化の取組、これについては職員が一丸となって取り組むものと考えていますし、そんな状況の中で、毎年のように早期退職者が出ている状況下にあって、今後、住民ニーズの高度化・多様化など様々な課題に直面する中であって、職員の業務に対する意欲の低下、士気の低下など、その辺が非常に懸念されるところであります。ご承知のとおり、このアドバイザー招聘事業は、今後の地域課題の解決やグローバル化に対応できる人材の育成など、町の施策展開を検討・実施していくことを目標としております。この度の本定例会の冒頭のご挨拶でも町長の方から人材育成の部分について触れておりましたけれども、町長は、人材の育成を重要施策の一つとして、総合計画あるいは地方版総合戦略にも位置付けております。

そうした背景からも、この事業は非常に有効なものとして期待をしているところであります。そこで伺いますけれども、平成28年度に導入した人事評価制度では、その評価の狙いとして組織全体の士気の高揚、公務の能率の向上を挙げております。アドバイザー制度を活用してから2年を経過するわけでありましてけれども、その結果として、職員の能力評価や業績評価について、このアドバイザー制度事業がどのように反映されているのか、町長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、今、職員の退職は様々な理由ということで先ほど答弁させていただきました。それ以外にも、職員の士気の低下につながっているとか、いろんな様々な社会情勢によって対応できなくなっている職員がいるのではないかと様々な指摘があったというふうに思いますけれども、そもそも役場職員は行政知識や法律を学ぶ研修の機会というのは役場で設けられております。ただ、民間的発想や視点、そういうものを養う機会というのはそう多くありません。最近では関係人口の創出ということもあり、以前よりは様々に対外的な人と会う機会は増えてきておりますけれども、そういう意味で公務員に求められる役割というのは以前よりも変わってきておりますし、それに上手く対応できなければ地方創生が図れないというふうに思っている次第でございます。そういう意味合いも含めて、こういう地域力創造アドバイザーというのを活用し、今2年経ちましたけれども、人事評価がそれにつながっているのかどうかという部分で指摘がございましたけれども、私自身は今の若い職員も含めて将来的にそういった、今養ったことが能力として発揮されれば良いというふうに長いビジョンで見えております。今すぐに結果が出るということ、そういうことにはなかなかつながりにくいのです。ですから、今いろんなアドバイザーや様々な企業とのつながりを持った中で職員の能力を伸ばしてあげたい、そういう思いで私は今いろんなことに取り組んでおります。現に10年前、仁木町の役場に来たときに、当時役場職員は50数名しかおりませんでした。そのときは、行財政改革プラン等を経てですね、その時にいた職員は何も新しいことはやりづら、そんな環境にありました。このままでは地方創生も含めてなかなか職員の士気が高まらない。ですから職員の数も増やし様々な事業も行い、いろんな経験をさせながら、町の底力を上げていく。そういう思いで今まで来たという思いがございまして。そういったことも含めて、今徐々に職員の資質も含めてですね、高まってきているものというふうに私自身も認識しておりますし、広く町民からも「最近、職員の姿勢が変わったね」というお褒めの言葉もいただきますし、またそれに至らない部分も正直ございましてけれども、そういった部分も含めて、これから長い目を見て、職員の成長によって町の発展があるということをご理解していただきたい、そのように思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今、町長からいろいろご答弁いただきましたけれども、この人材育成、これは確かに長い目で見ないと、すぐにこれ効果が出るものと私も思っておりません。それは同感です。ただ、町長はこのアドバイザー制度を活用して、これから人材育成をしようという話ではないですね。もっともっと以前から人材育成ということで仰ってましたよね。ですから、そろそろやはりこう花が開いても良いのではないかと、多少の花が開いても良いのではないかと、私は思っています。それでそれがやはり人事評価にも表れてくるだろうし、それが人事評価制度の目的でもありますし、ぜひ何と言いますか、アドバイザー制度、今後もおそらく活用するというお話を6月定例会でもされておりますので、そして人事評価の向上を目指してですね、しっかりこれは取り組むべき課題だというふうに私は思っています。

それで次に、フルーツパークにきの道の駅構想について、これも町長に伺いますが、この構想は、今後本町の観光拠点となる観光を左右するいわば町長の肝いりの事業であると考えています。それだけに我々も期待も大きく、成果が問われる事業かと思っています。計画では、今年度役場内にプロジェクトチームを発足させ、アドバイザー2名を加えて今年度中に基本構想を策定する予定であります。ところが、そのアドバイザーの1人、島田氏が今年度自己都合により辞退されました。その影響はないのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）仰るとおり、今フルーツパークにきにおける道の駅構想といたしまして、今プロジェクトチームを作って動き出していますけれども、総勢9名のメンバーで構成されておりまして、これまでも様々な地域に視察に行きまして、いろんな研修をしてきたところでございます。アドバイザーであります鹿取氏と島田氏もそれに加わる予定でありましたけれども、島田氏が退任されたということで、それに代わるアドバイザーが必要であるという部分は、行政としても認識しているところでございますけれども、またそれを補うために、今新たに違う人材を招集をかけているところでございまして、広域周遊観光促進のための専門家派遣事業というものがございまして、今これで募集をしてですね、道の駅に非常に長けている、又はこれまで実績のある方々をこれから公募して見定めて、うまく合えば採用するという形で考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで今、ご答弁にありました、その専門家の派遣事業、これは総務省の事業なんですか。ちょっとここをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今の質問でございますけれども、こちらの事業は観光庁の事業メニューということでございまして、正式には「広域周遊観光促進のための専門家派遣事業」という名称でございます。こちらはですね、広域周遊観光に取り組む地方公共団体に対して各地域の魅力発掘や課題解決のため、それぞれの地域で実務実績を有する専門家を派遣し、助言指導を実施することで地域における取組を促進させることを目的とした事業でございます。派遣期間は2か月と短期間ではありますけれども、派遣される専門家は先ほど町長が言いましたとおりですね、元市役所の職員だとか、認定DMO等の観光関係の機関の代表などですね、多岐に渡っておりまして、中には道の駅の建設に直接携わった経験をお持ちの方もいらっしゃるということでございます。私ども担当といたしましてもですね、地域力創造アドバイザーから受ける予定であった知見とかアドバイスを十分補完できる方が派遣されるものと期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで、その派遣事業なんですけど、確実に来てもらえるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）現在のところ、既に内定というか、受け入れる方1名を派遣してもらうことは決定しております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それというのは、ここで公表しても差し支えないでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）候補者として4名ほどいらっしゃった中でですね、我々の方で精査いたしましたところ、元々市役所の職員だった方で、道の駅を立ち上げるプロジェクトに直接担当された方、つまり道の駅の構想に直接携わった方という方がいらっしゃったので、その方をお願いをしたところ、その方の派遣をいただけるという通知をいただきました。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もうこれは基本的に基本なんですけれど、今年度、基本構想を策定するということがありますけれども、この基本構想とは何か、これを説明していただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）令和8年度に建設を予定しているのですが、令和7年度に実施設計、令和6年度に基本設計という流れになるかと思うのですが、基本設計の前にどういうコンセプト、どういう目的、どういうタイプの施設を作っていくかというものが基本構想だと考えております。ですので、仁木の道の駅を設置するにあたってですね、どういう目的で、どういうものを、どの程度の形で作り上げていくかということが基本構想だと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その上に、1番大事なのは管理・運営です。ここが1番大事です。要するにこれは経営ノウハウが問われると思います。ですから、この辺のことはきちんとこれから計画を策定する段階で、ここをしっかりこれを詰めてほしいと思います。

いろんな方法があると思います。民間に任せてやる事業だとか、いずれにしても2億何千万円をかけて建物を改修するわけですから、基本構想をしっかりと立ててですね、作ったけど来ないではちょっと話が違いますので、その辺はしっかり精査してほしいと思います。

それで、先ほど町長の方から8月のいつだかに視察に行っているということのお話もありましたけれども、今回どこに行かれたんでしょうか。そしてどうしてそこを選んだのか、そして何を目的で行ったのか、ちょっとそのところをご説明願えないでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）研修の行程というか内容でございますけれども、8月に2回行っております。2回4日間ということございまして、2行程に分けて視察に行っております。視察先は安平町、音更町、池田町、南富良野町、恵庭市、長沼町、富良野市、東川町8か所の道の駅やワイン関係機関・団体等になっております。視察の選定の方向性というか目的なんです、それぞれいろいろ目的がありまして、近年整備された道の駅ですとか、ワインの振興を図っているという共通点を求めているところもあります。又はホテルと道の駅が一緒に混在するというプロジェクトを国内でやられている事業者がありまして、そちらの導入実績ですとか、本町にも宿泊施設が事業者の方でできないのかどうかということも含めてですね、調査をしたところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで町長に伺いますけれども、これはもう既に復命は受けていますか。視察研修に

行った復命は受けているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）8か所すべての復命を受けている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはどういう形で復命を受けたのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）通常、復命といえばそれぞれ行った視察先ですね、いろんな交流をした出来事や、又は施設の内容・中身とか、特色ある地域の詳細の部分とかそういったことを含めて、どう職員が感じたのかという、そういった視点で書かれている部分を記載したものを私は受けている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それは書面で受けたのでしょうか。それとも対面式で直接職員の方から復命を受けているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私がプロジェクトのリーダーなのでですね、ちょっと私の方からお話しますけれど、このプロジェクトで今後取りまとめする過程の中で基礎調査をやったということで、道内8か所を見てきております。それで、旅行命令があるので復命はあり、それは当然書面上に定型的な部分は町長に報告していますけれども、それを受けて今回の取りまとめ、全体的な集約・検証については、正式にプロジェクトでまとめた段階で町長にお話しするのが本来の筋ではないかと思っておりますので、それは整理した段階で町長にきちんとお伝えしたいと思っておりますし、町長の判断を仰ぎたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それはそれで分かるんですけども、先ほども言いましたように、視察に行っただけで、これ、町長は視察に行ったのは知っていることで、やはりこれは、今副町長の仰ることはわかりますけれども、これは本当にこの町長の本気度が問われる事業だと思います。ですから今後、先ほども言いましたように「せっかく作ったが来ない」では困りますので、要するに日本一の道の駅を目指してほしいと思います。それを期待しています。

それで、場所が悪いからとか立地は関係ないということを仰っている実際道の駅を成功させた、川場田園プラザの社長さんですとか、あるいは、中澤さんという方で、この方は地域力創造アドバイザーもされている方で、それで2000年にリクルートを早期退職されて山口県の萩市の道の駅、ここは「駅長」というんですが、駅長さんを務めて、今はそこも成功して辞められて、後任に任せて、今は日本全国をアドバイザーとして駆けずり回っているそうです。ですから、皆さん仰っているのは、やはり良いものを作ると、発想すると必ず人が来るということを仰っていますんで、ぜひそれを実行してほしいと思います。

もう時間も時間ですので、最後にしますけれども、これも町長に伺います。

このアドバイザー招聘事業は、国の特別交付税による財政措置が最大3年となっております。1名は今年度途中で活動を辞退されましたけれども、今年度最終年度となります。先ほども申し上げましたとおり6月の定例会の質疑応答の中で「この制度は非常に町として有効な制度であり、今後も継承して活用していきたい」旨の答弁をされております。これは副町長が答弁されているんですが、これもやはりおかしい

と思います。これは町長が答弁すべきであって、予算にかかるものですから、副町長が答弁する部分ではないと思います。政策的な部分ですから。

それで、町長も就任してから今年で11年経ちます。これまで、農業振興や子育て支援、移住・定住に向けた支援など、様々な事業をされて頑張ってきたなというふうに私も敬意を表するところでございます。そこで、今後、アドバイザーを招聘するに当たってですね、今後の目標として何を具体的に取り組んでいくのか。あれもこれもではちょっと難しいと思います。ですから、その辺の検討はされているのか、そして次年度にそういう招聘をするのであれば、今から検討をされなければならないと思うんです。もう既に11月には来年度の予算を作成する時期に入ってきます。それについては、町長はどのような検討をされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）6月にも同じ答弁をさせていただきましたけれども、今後も引き続き、地域力創造アドバイザーを活用していきたいという意思は同じであります。その中で私自身が思うに、アドバイザーありきで事業を展開するのではなく、どんな事業をやる上でアドバイザーの力を借りなければいけないのかというふうに思っておりますので、これから様々な事業を実施していく中で、例えば先ほどの道の駅を含めた町並みの問題ですとか、例えば脱炭素に係る再生可能エネルギーの分野の件ですとか、そういった部分で我々職員だけではとても専門的な知識を得ないという部分で、アドバイザーの力が必要な部分である際には、アドバイザーを募集して、そういった活用をしながら事業を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後その事業で何をするのかという明確なものをですね、これから議会に対して提示していきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）いずれにしても、地域の活性化は町民の皆さんのためにやるんです。地域が活性化することで、移住・定住もされるでしょう、企業誘致も来るでしょう。それは全部町にお金が落ちるんですよ。そのお金でもって町民がいかに幸せな暮らしができるか、それは町長が一生懸命考えている部分だと思います。今後も町民を第一に考えて、しっかりこのアドバイザー制度を活用できるものは活用して、しっかり地域活性化に向けて取り組んでほしいと思います。

いろいろまだありましたけれども、これは今後、決算審査もありますので、その中でできなかったところはさせてもらおうかなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『熱中症に関する対策は』、『J R 在来線存続問題について』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）熱中症に関する対策は、ということで質問させていただきます。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向にあり、近年では年間1000人を超え、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。政府は法改正により、法律上の位置づけのなかった熱中症に関する計画を「熱中症対策実行計画」として法定の閣議決定計画に格上げしたほか、極端な高温時を見据えた熱中症対策の一層の強化策として、「熱中症特別警戒情報の発表」「クーリングシェルターの確保」等を掲げています。また、この夏は道内でも記録的な猛暑が続き、伊達市の小学校では熱中症が原因とみられる死亡事故が起きました。新日本婦人の会北海道本部では、子どもたちのいのちと健康を最優先に緊

急対策を文科省に要請しています。過去には、文科省が2018年に熱中症対策として817億円を補正予算で計上し、2019年には北海道を除く全国のほぼすべての公立小中学校の普通教室にエアコンが設置されましたが、北海道の公立小中学校のエアコン設置率は16.5%にとどまっています。そこで、以下の点について伺います。(1) 今年の夏の本町における熱中症による救急搬送者数は。(2) 本町で冷房が設置されている公共施設はどこか。(3) 町内の小中学校における熱中症対策の実態は、についてお伺いたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、熱中症に関する対策は、の質問にお答えいたします。

1点目の「今夏の本町における熱中症による救急搬送者数は」についてであります。町内における熱中症の疑いを含む救急搬送者数は、5月から9月9日の期間において6名となっております。

2点目の「本町で冷房が設置されている公共施設はどこか」について申し上げます。本町では、町民センター、農村公園フルーツパークにき簡易宿泊施設及び多目的滞在施設については全室又は全棟、役場庁舎、保健センター、银山児童館、大江コミュニティセンター、にき保育園及び火葬場については一部の部屋に冷房機能を有している空調機器を設置しております。また、現在建設しております子育て支援拠点施設につきましても、全室冷房機能を完備しております。

3点目の「町内の小中学校における熱中症対策の実態は」の質問については、岩井教育長からお答えいたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）上村議員からの、熱中症に関する対策は、の質問の3点目「町内の小中学校における熱中症対策の実態は」について申し上げます。

学校における熱中症対策につきましては、本年5月12日付けで北海道教育庁から通知があり、学校の危機管理マニュアル（熱中症）例が示されていますので、それに基づき各学校に指示しているところであります。具体的な内容としましては、暑さ指数に基づき、熱中症予防運動指針が示され、運動の中止や休憩の基準、積極的な水分の補給などが例示されております。本町の各学校は暑さ指数の測定装置を所有しておりませんので、環境省が公表している暑さ指数の実測値や推計値を目安に体育授業や屋外での活動、部活動実施の可否等に関する判断をしているところであります。また、業務用扇風機及び冷風機を活用するほか、本年8月23日から25日まで、及び31日は暑さ指数が上昇することが予測されたため、仁木・银山の両小学校及び银山中学校は午前中で授業を終え、給食後に下校させる措置をとったところであります。なお、仁木中学校につきましては、現在、大規模改修工事を実施しており、各教室、職員室等にスポットクーラーを配置していたため通常授業としております。その他の対策といたしましては、学校での児童生徒の水分補給を昨年度までは水かお茶に限定していましたが、本年度からはスポーツドリンクを可として運用を行っているところであります。さらに、中学校の登下校につきましては、涼しい服装としてジャージ登校を許可しているところであります。なお、今後は各学校の大規模改修等の整備に合わせ、冷房設置について検討するように町長から指示を受けているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、救急搬送者が6名ということですが、これは屋内・屋外で仕事とか内容が分かりましたらお知らせください。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問の6名の方の発生の状況でございますけれども、屋外で症状を発症した方が5名、屋内の方が1名ということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今年の夏は本当に暑くて、防災無線でも食中毒発生のお知らせとか、かなり言っていましたけれど、この暑さ対策についても前は結構聞いていたんですけども、やはりこういう防災無線のお知らせというのは、すごく有効だと思いますのでね、自分たちが感付かないときに今は最高の暑さだとかということでお知らせしていければと思います。ぜひお願いします。

2点目ですけど、クーラーが設置されている公共施設をお聞きしたのは、極端な高温時に暑さを避けるための施設のことを「クーリングシェルター」と言って、どうぞこの施設で涼んでいってくださいという場所を市町村長さんが指定して、ポスターなどでお知らせして、そこで休むということ案内してほしいなということでお聞きしました。

岩見沢市では、市役所の1階ホールと図書館を市民に開放し、暑さをしのぐ場所として利用されたとお聞きしました。仁木町の役場は本当に仕事ができないほど暑苦しくて、職場の方も大変だったと思いますけれども、役場自体も改善しながら、町民センターやいきいき88などで、やはり町民などに開放して暑いときはどうぞ涼んでくださいというようなお知らせを、ぜひこれからして欲しいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

上村議員からのご質問があったように、今年の5月30日に環境省から上がってきた熱中症対策実行計画が閣議決定されました。この中の計画書を少し読ませていただきまして、今議員が仰ったようにクーリングシェルターというところの活動については、東京都をはじめとしたモデル事業としてどんどん繰り広げられていたかと思います。岩見沢市さんも庁舎を開設されていたということのほかに、先日は網走市ですとか、あとは美幌町なども熱中症の警戒アラートが出た4日間など公共施設を開放して町の方であえて公表して涼んでもらったというようなことですか、一番近場ですと古平町さんなんか新しい庁舎になりましたので4日間ほど避難所として開放したということをお聞きしていました。健康を守るという部署として考えたときに、今年度は全部の施設とかを指定はしていなかったんですけども、実際8月のかなり暑いときに独居の高齢者のご家族からも電話がありまして「どこか涼めるところがないでしょうか」ということで、お問い合わせをいただいていたので、全町民の皆さまに公表して「ここが涼める場所ですよ」と指定はしていなかったんですけども、この方は仁木地区で近かったので、図書室の方をちょっと紹介させていただいて、涼んでいただくということをさせていただき、後日、熱中症等がなかったかどうかということも電話等で確認させていただきました。あとは学童さんなんか、かなり学校を午前中で帰られたということで、今現在、山村開発センターで学童のお子さんたちを夕方まで、お父さんお母さんが来るまで待っているんですけども、8月23・24・25・26日の1日目、23日は山村センターのお部屋は扇風機ということで対処させていただいていたようだったんですが、その日は34度ということでかなり暑かったので、次の日から保健センターと保健センターの使えない日は町民センターのエアコンのある部屋を開放しまして、子どもたちもかなり熱中症というところでは、自覚症状がなかなか本人は言えないというところもありますので、弱者という扱いにもなりますので、開放させていただいております。こういったことも

踏まえて、あとはこの熱中症対策実行計画につきましては、来年度もう少し法的効力を強めた形でクーリングシェルターとかをもっと自治体でも義務ではないんですけども、涼めるところなんかを指定をかけて公表してくださいというふうになっておりましたので、こういったうちの福祉課サイドで動いていた内容を少し議題に上げさせていただいて、こちらのクーリングシェルターの指定につきましては、やはり首長の指導の下で行うということになっておりますので、そういったことを提案していきながら、やはりかなり暑くなっておりますので、そういったことも考えていけたらと思って今年度少しやらせていただいていた。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ありがとうございます。

学童保育なんかも、来年度は本当に新しい施設で快適に過ごせるのではないかと思いますけれども。

次に3点目ですが、学校では各教室に温度計とか湿度計は付いているんでしょうか。扇風機は各教室に何台ぐらい置いているのか、お知らせください。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）各学校の教室にはですね、温度計・湿度計がついております。それで扇風機につきましては、概ね1台場合によっては2台設置しているところもございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）湿度計とかが付いているということなんですけれども、5年ほど前に同僚議員が一般質問で、この熱中症対策についてお聞きしたときに、やはりその部分の関係消費費はそれほど高い金額にはならないので、全部に付けていきたいということによって言ってくださっていたので、良かったなというふうに思います。この時5年前は、28度を超えた日が16日間で、7日間が夏休み中だったというふうに言っておりますけれども、やはりこの5年間で30度を超える暑い日が本当に続いてきたんだなというふうにつくづく思っていますけれども、教育委員会が北海道から言われて午前中で下校された日は、何日かあったかと思っておりますけれども、家に帰っても暑くて、やはり1番暑いお昼に帰され、びしょびしょになって帰ってきて家に親がいなかったりして、本当に大変だったということも親御さんから伺いましたし、先ほど言っていたように、町民センターで休んでいきなさいとか、やはりそういう指導も必要だったのかなというふうに思います。それで、保健室も扇風機なんですか。クーラーは付いていないのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）上村議員仰せのとおり、保健室にも冷房施設につきましては扇風機となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町長から、各学校の大規模改修等の整備に合わせてクーラーを付けるよう検討するよう指示を受けているというふうにお聞きしましたけれども、やはり命を守るシェルターとしても保健室は、本当にもう来年度真っ先にとというか、必ず付けてほしいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）確かにですね、平成30年第4回定例会で他の議員さんから今回と同じような質問が出ておりました。その中では28度を超えた日数だとかを調べて対応したんですけども、ここ数年間は非常に気温が上がってきているということもありまして、やはり対策というのは十分必要になっていくのか

なというふうに考えてございます。

そして、今上村議員が言った保健室というのは、体調が悪い子どもが集まる場所でもありますので、その部分につきましては今学校の予算要求を上げていただいている中で、各学校からも保健室にはスポットクーラーを入れてほしいとの要望があり、今回仁木中学校で導入したんですけれども、かなり室温が下がったということと、湿度もかなり下がりますので、有効なのかなというふうに考えてございますので、各学校の予算要求、また、ヒアリングにこれから入りますので、その段階で検討していきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）これからも小中学校の教育環境整備の計画的な対策を要望して、質問を終わります。

続いて、JR在来線の存続問題についてお聞きします。

町長は5月30日の臨時会の行政報告で「北海道新幹線並行在来線対策協議会第16回後志ブロック会議に出席し、バス運行の実現に向けた協議を行い、バス事業者に協力を求めることなどを確認した」と順調に話し合いが進んでいるように報告されましたが、果たしてそうでしょうか。私は議事録を読みましたが、運転手不足、ルートの確立、バス運行の赤字補填は自治体が出す。駅がなくても利用している町村が負担金を出すなど課題は山積みのように見えます。そもそも、新幹線と引き換えに赤字在来線を地域に押し付ける今の枠組み自体を見直すべきであると考えます。北海道新幹線札幌延伸でJR北海道から経営分離される並行在来線の函館・長万部間について、国や道、JRが貨物鉄道維持で一致し具体的検討に入ったようですが、本州向け農作物輸送の大動脈であり存続方向は当然だと考える反面、旅客は荷物以下ということなのでしょうか。函館本線山線も再検討すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）JR在来線の存続問題について、の質問にお答えいたします。

北海道新幹線並行在来線長万部・小樽間の協議につきましては、北海道新幹線の着工条件としてのJR北海道からの経営分離に本町を含む沿線各町村が同意し、それを受けて平成24年に北海道並行在来線対策協議会が設置され、それぞれの区間に分かれ、協議が進められてまいりました。令和2年からは協議が具体化され、鉄道の第三セクター運営、バス運営、鉄道及びバスの併用と3つのパターンについて、旅客流動調査や収支予測調査結果、住民の方々のご意見や沿線自治体の考え方などを踏まえ、ルートやダイヤの設定に関する考え方など様々な観点から検討を進め、昨年3月にバス転換の方向性が出されたものであります。5月28日開催の第16回後志ブロック会議では、それら検討結果を中間報告として提示され、今後は後志地域でバス運行を担っているバス事業者に対し協力を求めていくことを決定したところであります。ブロック会議の協議においては、議員仰せのように全国的に課題となっている運転手不足について、町村から不安視する意見も出されておりますが、私を含む協議会構成員である沿線自治体の首長は、バス転換に関しては苦渋の選択によるものと思慮いたします。現在は、バス転換による地域の公共交通体系の構築を検討しているところであり、私も旧態依然の手法による転換方策では活性化は難しいとの意見を述べてきておりますが、各沿線自治体首長も協議会で出した方向性に基づき、その中でどのように地域公共交通を守っていくべきか検討しているところであります。私としては、北海道とバス事業者との協議の結果を注視し、バス転換の方向性の中で最善の方策を見つけてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町長としては、あくまでもバス転換が良いと考えているようですが、バスなどに転換して、地方の未来は築けるのでしょうか。バス転換やむなしとした人たちは、鉄道維持にそんなにお金がかかるのなら子どもたちに借金を残せないという、コスト面からだけしか見てないと私は思いますが、他に理由はありますか、教えてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）そもそも、鉄道を維持できないということで判断した経緯は、旅客だけでは収支が見込めないから鉄道を維持することができなくなったわけでありまして。もし、選択肢として鉄道も残す、バスも残すということであれば自治体が負担する金額というのは、上村議員も想定できると思えますけれども、今の町の予算でそれだけの金額、大規模な予算を毎年鉄道やバスに対して予算を確保するということとなると、違う住民サービスを縮小又は廃止する可能性も出てきます。果たしてそれでいいのか。「鉄道を残す」という思いは皆同じであります。ただ、何を削って何を残すか、その取捨選択をしなければならない究極の選択を迫られ、私としては鉄道を残すよりもバスをせめて残し、また、バスを残すだけでなく、それにつながる様々な町の支線を充実させることの方が地域住民にとって良いのではないかと、将来の地域が何とか持続できるものではないかと、そういう思いの中で選択した次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）鉄道投資は、新幹線を除くと政府の予算の中では道路投資に比べてはるかに低水準に置かれています。欧州各国に見られるように、上下分離方式はとても良い方策だと思います。自治体任せにするのではなく、やはり、ドイツ、イギリス、オーストラリアでも実質的に民営化から国営化に戻りつつあります。日本も民営化できなくなったら国に戻すべきだと私は考えます。トンネルばかりの新幹線より後志の観光には在来線がどうしても必要だと思うのですが違うのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上下分離方式による説明が今ございましたけれども、そういった事例は全国に幾つかあるのも承知しているところでございますし、長万部・小樽の山線の部分に関しては、自治体からの負担というものは見込めないですし、財源が確保できなければ第三セクターによる運営は難しいものというふうに認識しているところでございます。

ただ、上村議員の思いというのは私も理解できる部分もございます。今回、先ほど一答目の中で、「旧態依然の手法による転換方策では活性化は難しい」というふうに私が申しした意図としてはですね、従来の公共交通の場合、公共性ばかりを重視して収益を損なえば経営が成立しないということは言うまでもございませんけれども、ただ収益性ばかり重視しても公共的な役割や機能を失い、交通弱者を守れなくなる。そういう可能性も生じます。最小限の公共的機能は残してですね、収益性が高く見込める部分に関しては強化していかなければならないと、そういった思いの中で答弁したわけでありましてけれども、これから旧態依然の、従来の鉄道の経営では、先般も新聞に出ておりましたけれども、JR北海道が二十数億円改善したとはいえ何百億円の赤字を抱えたままです。これから数年後、果たしてこの赤字が解消できますでしょうか。この解消をそれぞれの自治体が負担できますでしょうか。そういう思いの中で、では今後公共交通手段として何を残すべきかという部分で、今の段階ではバス転換しかないということを私だけではなく沿線自治体の首長皆がそういうふうに決断したということをしてですね、ご理解していただければとい

うふうに思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町長たちが苦渋の選択をしたということはわかるんですけども、蘭越町で存続を願う住民の会で町の方に質問した内容の中で、並行在来線運行期間については、沿線住民の関心が高いものであり、並行在来線山線は最低でも新幹線延伸開業までは運行維持されたいということで、この2030年度末の予定の開業が遅れる場合も同様とされたいということで質問しているところで、回答が「現在バス転換の時期は新幹線札幌開業時で協議を行っておりますので、並行在来線はそれまで維持されるものと考えます。また、開業が遅れる場合も同様と考えています。」という町からの回答だったんですけども、町長はやはり協議会の中でバス転換が早まれば、早まった時期からすぐにバス転換した方が良いという考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）蘭越町の質問の詳細については、私もまだ把握していないところでございますけれども、今上村議員が仰ったような内容で、私も同じだというふうに思います。やはり開業と同時にですね、並行在来線を廃止するというので最初から来ているわけでありまして、JRも多分そのような思いであるというふうに思います。ただ私がバス転換ということで早い時期に決断をしたというのは、先ほど来ありましたバスドライバーの問題、タイヤの問題、ルートの問題と様々に整理しなければいけない部分がありまして、それを早く解決策を見出すには、やはり時間がかかります。そのための時間を取ることに對して、私は少しでも早い段階で決断をし、そういう協議に充てた方が良いという思いの中で行ったんですけども、今、なかなかその協議が進まない中で具体的なこともなかなか話し合いが進められていないという状況であります。そういった部分も含めて非常に私自身もこのことに関しては、苛立ちもあるんですけども、私自身も含めてですね、非常に前向きな協議ができるような形でこれからブロック会議等で発言をしまいたい、そのように感じているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）乗員数が2000人を超えている余市・小樽間について、道が約束したとおり本当に鉄道と同程度のバスの輸送力を確保できるのか、そこに関係者から疑問の声がたくさん上がっています。余市観光協会や余市商工会議所では今後も鉄道の存続に向けての議論再開を訴えていますけれども、こういうふうに余市町でもし再度鉄道を余市町まで残すという考えに至ったときに、仁木町としてどういう考えを示されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、余市・小樽間の鉄道の維持の話が巷で再燃していることはですね、私も伺っておりますし、できれば無くすよりも残せることの方が、利用者・地域住民にとっては喜ばしいことだというふうにも思います。ただ最初の議論のテーブルにはですね、そういった話も何もない中で、話が進められてきましたので、それであれば国や道の支援もなければ、ましてやJR北海道は直接やらないという中で自治体がやれるのかということで、今まで議論した中で、いやそれではなかなかできないということで判断したわけであって、今その協議をやっている最中に、余市・小樽間は、JRで直接できるものなのか、国や道が支援できるものかというような話で何かいろいろと話が動いているようですけども、私はまた時を戻すような議論は果たしていかなものかと思っておりますし、今までの協議会で話してきたことが、地域

住民に対しても説明会を開いてそういう形で説明していた手前、自分自身も説明つかないですし、そういった部分で非常に歯がゆい部分もありますけれども、余市・小樽間でこういった形でも残せることがあれば、それに越したことはないというふうに私は思っています。ただ、それを町で負担をするのか、できるのかという部分では、それはとてもできないと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）分かりました。

私は、最後までというか、新幹線が通って本当に廃線されるまで、引き続き函館本線は残して欲しいという立場からの訴えでございましたので、引き続きそういう方向になるように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号でございます。令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、木村議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する令和4年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する令和4年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和4年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。

令和4年度各会計決算特別委員会委員長に上村議員、副委員長に宮本議員が互選されました。閉会中の審査よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第13 議案第5号

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1959万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億

8401万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第5号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額1959万4000円を追加し、補正後の合計を54億8401万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額1959万4000円を追加し、補正後の合計を54億8401万9000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、1. 変更でございます。町道仁小前線整備事業と町道標識設置事業につきまして、国庫補助金の減額によりまして、地方債を750万円と350万円に増額とするものでございます。臨時財政対策債は、額確定によりまして915万円に減額するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国道支出金が434万3000円の増、地方債が430万円の増、その他が106万7000円の増、一般財源が988万4000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。10款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、今年度の交付金の確定によりまして46万5000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税の確定によりまして6634万7000円の追加でございます。

9ページ、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の負担金449万3000円の追加、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、にき保育園のICT化に関わる補助金57万円の追加、3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の補助金190万5000円の追加、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金554万7000円の減額、5目、教育費国庫補助金は、小中学校の冬場の換気対策に関わる暖房設備購入費補助67万5000円の追加、6目、農林水産業費国庫補助金は、目を新設しまして、農地利用効率化支援交付金224万7000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、一般寄附10万円の追加でございます。

11ページ、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため6559万9000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。21款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、教育費受託収入につきまして

は、学校給食運営費の収入見込みによりまして106万7000円の追加。5項. 4目. 雑入は、令和4年度の北後志消防組合の負担金の精算金1042万1000円の追加でございます。

13ページ、22款. 1項. 町債、5目. 土木費と、7目. 臨時財政対策債につきましては、地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、人事異動によりまして50万1000円の減額。

16ページをお開き願います。5目. 企画費は、銀山コミュニティの拠点づくりに向けたワーキングチーム員への謝礼金6万円の追加、8目. ふるさとづくり事業費は、一般寄附の積立てで10万円の追加でございます。

17ページ、3款. 民生費、1項. 社会福祉費、4目. 心身障害者特別対策費につきましては、障害福祉サービス費等の返還金972万4000円の追加。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費は、にき保育園の園児等の管理システム導入に関わる補助金78万5000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、3目. 予防費につきましては、新型コロナウイルスのワクチン秋接種に関わる接種委託料及び個別接種促進支援金等639万8000円の追加でございます。

19ページ、6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費につきましては、職員の退職によりまして522万1000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。3目. 農業振興費は、温度制御付き育苗ハウス導入補助金224万7000円の追加でございます。

21ページ、8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては職員採用によりまして、377万9000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。2項. 道路橋りょう費、2目. 道路維持費と、3目. 道路新設改良費は財源内訳の変更でございます。

23ページ、10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては53万9000円の追加。3項. 中学校費、1目. 学校管理費は107万8000円の追加でございまして、いずれも、冬場の換気対策に関わる暖房設備の購入費でございます。6項. 保健体育費、3目. 学校給食費は、令和4年度の赤井川村への学校給食運営費返還金60万6000円の追加でございます。25ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予算書の18ページ。4款. 衛生費、3目. 予備費、この中の新型コロナワクチンについて何点か伺いたいと思います。

現在、全国的に新型コロナ感染が増加・拡大している傾向にあります。それで、今回、7回目のワクチン接種ということになりますが、当然私にも届いております。それで、前回のワクチンとの違い、いろいろチラシも入ってきていますが、なかなか良く分からないので、オミクロン株XBB.1.5と言うんですか。これ、前回がどうだったのかちょっと分かりませんがどう違うのか。それをちょっとご説明願います。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えします。

まず、只今のご質問にあったワクチン、今回は9月20日から秋接種ということで、XBB株という、過去からいろんな株が出ているんですけども、オミクロン株の派生、色々なマイナーチェンジといいますが、少しずつ変化していったものの中で、1番全世界的に流行っていると思われる株、XBB株が今のところ4種類、その他にもう1つ出ているんですけども、今、世界的に流行っていると思われるXBB株に対して有効であるワクチンが承認されましたので、そのワクチンを今使っているところになります。春までは、春接種というのは9月19日まで一応あったんですけども、そちらのワクチンにつきましては、ワクチンの製造承認等の関係で、そこまで使っていたワクチンは、今、1番全世界的に効くであろうというXBB株の前のオミクロン株という種類が何種類か流行ったんですけども、その2種類をブレンドしたものと、1番最初から流行っていた従来株というものを使っているワクチンということで、各流行に合わせて掛け合わせだったりとか、混ぜたり1つの種類にしたりという中でやっているのですが、今回はその1種類のワクチンです。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）1番最新のワクチンということで理解をしました。

それで、今回の委託料なんですけれども、予算上これは何名になるのかと、前回接種を辞退された方、この方たちについては、今回この予算の中に入っていないんでしょうか。この委託料の内容について、少し具体的にご説明願えないでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えします。

今回のワクチン接種の補正につきましては、対象者が生後6か月以上の方ということになっておりまして、まず最初、前回対象になっていない方はどうなのかということなんですけれども、そちらの方も含まれております。と言いますのも、大人の方は、初回接種時に2回打ってくれば、次は追加ということで、今は7回まで来ているんですけども、最低2回打っている方は、今回のワクチンの対象になるので、そちらの方も全部含めると、生後6か月以上であれば対象となります。

こちらの接種者の人数とかは、一応、今回の予算を作るに当たっての根拠としまして、幾つかの年齢で分けて、対象者の予算を組ませていただいています。私どもの方でたてた秋接種の予算につきましては、65歳以上の方が対象者1268人に対して予定接種率9割を見させていただいて1142名、12歳から64歳の方が対象者1712名、予定の接種率を65%と見させていただきまして1113名、5歳から11歳の方につきましては対象者153名に対して、接種率27%と見て42名、6か月から4歳までの対象者78名に対しての7%として6名、合計2303名を見ております。この根拠につきましては、今まで65歳以上の方が最大7回打つ形で、それ以外の小さい子は4回目ですとか5回目ですとかというふうに対象者の回数が変わってきているんですけども、一応一つ前の9月20日前までの接種率のパーセントを勘案しての接種率を見まして、一応出させてもらっています。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは対象者に対して、予定者と仰っていましたが、予定率というのかな。これは満度、対象者全員ということではないんですね。例えば、65歳以上であれば1268人の9割を見て1142

名という説明でありましたけれども、この予定率というのはこれどういう意味なんですか。「全員は打たないでしょう」という、そういう想定の基での数字なんですか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

本来であれば、対象者数という町民さんの人数に対して、希望する方全員ということであれば100%見るべきだと思います。ただ、ここずっと7回接種させていただいて、希望されない方ですとか、どうしても打てない方とかという方も何人かいらっしゃいまして、どうしても100%に満たない状況で来ているんですが、ただ過去の全部の数字を見まして、1番この対象者に対して打っている率が高齢者でいきますと92%ぐらいまで上がっているんですよ。なので、その方々はおそらく全員希望される方だろうというふうに見込みまして、予定としてそういうふうに組ませていただいています。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予定数をオーバーされたらどうするんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

今回のワクチン接種の人数におきましては、確かに予定がオーバーするかもしれないということも考えたんですけども、実はこの中に説明が足りなかったんですが、まったく1回も打っていない方、それから、これから生まれてきて対象になるであろうという数の方も入っております。なので、一応そこも踏まえて限りなく打てる数というふうに出させていただいているので、おそらく担当課としては足りると見込んでおります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）分かりました。余談になりますけれども、この間お祭りで、いろいろ町民の方ともお話しした中で、自分はもう1回も打っていないと自慢している方もいましたけれども、こちらとしてはすごく迷惑なんですけれどね、そういうことは。まあ、そういう方もいますので、それはそれなりにオーバーした場合にはそれなりに対応されるんだろうと思いますので、しっかりその辺は対応してほしいと思います。

それで今、お話があったようにですね、これまで副反応だとか後遺症の理由で辞退される方、その方たちの数字は町の方で押さえているものなんですか。どうなんですか。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えさせていただきます。

今回までのワクチン接種をされている方で、副反応が出てしまったのもうやりたくない、もしくは出ってしまったのでキャンセルするという方の実数につきましては、正直なところ全件把握していない状況です。と言いますのも、実際、高齢者の方ですと、うちの町では65歳以上の方は全員予約をさせていただいているので、次にもう既に9月8日付けで送らせていただいて、20日以降打てる方はお手元に届いている方もいらっしゃるんですけども、その中でも打ちたくない、「前回腕が腫れてしまって」とか、「打った後、体が怠かったので、もう打たないわ」という方とか、そういうお声は聞くんですけども、何も言わないで打たない方もいらっしゃるんで、正直なところ、全数は把握できてございません。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうですね。やはり実際の対象者全員にワクチンの接種券を配送しているのであれば

打った打たないで分かりますよね。ところが9割なり、何%掛けということで接種券をそのまま配布しているから、やはり実数はつかめないんでしょうね。分かりました。

それで、この辞退される方は、いろいろとご相談があると思うんです。町民の方から「どうしよう」という。そうした場合に町として、指導・助言する立場として、どのような指導をされているんでしょうか。

○議長(横関一雄) 浜野福祉課参事。

○福祉課参事(浜野公子) 只今の質問にお答えさせていただきます。

ワクチンはやはり打ちたくない方ですとか、辞退したいというご相談もありますし、打つ段階でそもそもどうしようかという方もいらっしゃいます。このコロナワクチンにつきましては、予防接種の法律上、臨時接種という形で国を挙げて、国として予防しましょうということで位置付けされて、来年の3月までワクチン代も無料として行う接種になっているんですけれども、いろいろなニュースですとか、周りの話を聞いて、打ちたくない方もいらっしゃいます。町としましては、この新型コロナウイルス感染症という病態を考えますと、やはり65歳以上の方、高齢者の方ですとか、ぜんそくですとか、いろんな元々の基礎疾患、持病を持たれている方なんかは、コロナに感染しますと、単なる咳とか熱だけではなくて、胃の方とか腸の方にいってしまえば、長い下痢が続いてしまったりだとか、あとは熱が上がり過ぎてひどい方は髄膜炎とかになってしまう恐れとかもあります。それで、1番怖いのは高齢者の方は、コロナになってしまうというだけで、熱を出されたりとか、体力を奪われることで入院とかになってしまうと、それだけで体力を奪われて、コロナの感染症以外の体力低下、筋肉が落ちて寝たきりとかになってしまう恐れもありますので、そういった予防も含めて、できれば打ってもらいたいというお話はするんですが、こちらのワクチン接種につきましては努力義務ということなので、絶対義務ではないんです。なのでお話をさせていただいて、判断をしていただく。ただ、これからやはり秋冬になってインフルエンザ等も入ってきますので、インフルエンザとコロナにダブルで罹ってしまう、そういう恐ろしさもあるので、できれば打って皆さんで予防していただけたらという話はさせていただいています。

あとは、町民さんに限ってではないんですけれども、コロナに罹ってしまって、仮に肺炎とかになってしまうと入院されてしまうこともやはりあります。それで、これから流行るインフルエンザなどもそうなんですけれども、もし肺炎とかになってしまうと、仮に2週間とか入院してしまったりすることもあるんです。ちょっと古い文献になるんですけれども、やはり入院してしまうと、ご本人負担もそうなんですけれども、町にかかる負担も相当額がございます。ちょっと私の方で計算させてもらったものと、1週間ぐらいでだいたい84万円ぐらい肺炎で入院した場合はかかってしましまして、その1割もしくは3割はご本人負担になりますが、残りは全部町の負担、保健者の負担ということもありますので、やはりこういうワクチンを打っていただいて、町も医療費の部分ですとか、皆さんの健康を守りながらというところでは、そういう気持ちを込めて説明はさせていただいております。ただ、それでも「嫌だ」という方につきましては、もしこれから流行ったりとかすることがあって「打ちたいな」ということだったら、連絡をくれれば、町の方で予約しますということをお伝えして、一応対応させてもらっているという状況です。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) ご丁寧な説明ありがとうございます。

私も、実を言うと副反応が、1日ですけれどもかなりきつかったんです。ですから今も、どうしようか

など思っていたんですけれども、今のご説明を聞いて、町にも負担をかけられないので、もし万が一になったときに。ですから今の段階では、7・8割で打とうかなというふうに思っています。ありがとうございます。

それで最後にですね、今日の新聞にも出ていましたけれど、先ほどお話もありましたように季節性のインフルエンザが今流行しているということで、本格化してきているということで、新聞にも載っていましたが、今現在本町でのコロナ、あるいは季節性のインフルエンザの状況はどんな状況なんですか。

そして今後、町として、担当としてですね、どうこれを防ぐのに広報活動していかれるのか。その辺ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（横関一雄）浜野福祉課参事。

○福祉課参事（浜野公子）只今の質問にお答えします。

本町のコロナもしくはインフルエンザも併せてお答えさせていただくんですけれども、本日9月22日現在で、コロナにつきましては、私の方に入っている情報では、町内でもいらっしゃいます。それで、インフルエンザにつきましては季節性のA型というものが主流でして、高熱が出るタイプの方のインフルエンザが流行っています。このインフルエンザにつきましては小樽市内でかなり流行ってしまっていて、学生さんとかがご家族の中にいらっしゃる方がお子さんがなって親御さんもなってという方で、今やはり町内にいらしゃると私は聞いています。

インフルエンザにつきましては、これから10月12日の広報でご案内させていただくんですけれども、10月の中旬から余市医師会の中でインフルエンザのワクチン接種が始まります。それに合わせて広報の全戸配布で、いつから始まりますのでワクチン接種希望される方は、事前に病院に電話をして打ってくださいということの案内と、あと予算も取らせていただきましたので、今年度も1歳以上の方は1000円をお支払いしていただければ、回数分の補助をいたしますということでご案内させていただきます。更にチラシだけでは追いつかないので、老人クラブさんですとか、うちの方の保健師、栄養士の方でやっている教室とかで、インフルエンザワクチンが始まりますのでお年寄りから赤ちゃんがいるご家庭に合わせて、その都度場面場面で周知させていただいて、本当に今年度は特に同時感染が怖いので、打っていただけるような働きかけをしていこうと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本町は高齢者が4割と非常に多いので何とかその感染対策、あるいはならないような対策や広報活動をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、予算書の20ページ。6款、農林水産業費、3目、農業振興費の中の農地利用効率化等支援交付金事業、この関係でちょっとお伺ひしたいんですが、この事業は歳入でも、ご説明がありましたけれども、新たな事業かと思いますが、まずこの事業の目的について伺ひたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）農地利用効率化等支援交付金事業について、ご説明を申し上げます。

本事業は、農林水産業費に区分される国庫補助事業の1つでございまして、国からの補助金を市町村經由によって事業実施主体に交付するもので、対象事業費の10分の3が補助される事業でございまして。補助制度の概要でございまして、地域農業の将来における中心的役割を担う個人又は法人の農業経営体が農産

物の生産・加工・流通の開始、もしくは改善に必要な機械や施設等の取得・改良・補強などを行うための費用に対して補助が交付される事業でございます。

この度、補正予算を計上するに至った経緯でございますけれども、7月10日付けで北海道後志総合振興局長より、農業法人1件の申請について割当内示が通知されましたことによりまして、予算を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）後志振興局から、何かこういう枠があるので仁木町さんの方でこれを使えませんかというような問い合わせだったのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）こちらの事業は国庫補助事業でございます申請者が国の方に申請するものでございます。それで、国の採択が受けられましたということ、北海道を通じて町村に通知されましたので、それに伴いまして予算措置したということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）分かりました。それで、これは個人、あるいは法人と言っていましたけれども、例えば農協さんを通さないで直接申請するということは可能なのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）こちらはあくまでも個人というか、一経営体として申請するものですので、申請する際は町を経由して出すんですけれども、農協とかは特に関わらないというか、経由しないで申請しております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合格約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

この度の規約変更に係る協議につきましては、後志広域連合の加入に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本町も加入する北海道市町村職員退職手当組合は、加入する市町村などの職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された一部事務組合でございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中、南部後志衛生施設組合の次に「後志広域連合」を加えるものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第6号『北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第14号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第15、同意第14号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第14号、仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 関井

之生は、令和5年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和5年9月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町6丁目8番地10、吉本峰也、昭和50年6月5日生まれでございます。

只今議案を朗読させていただきましたとおり、仁木町教育委員会委員を務められております、関井之生氏が令和5年9月30日をもって任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たに吉本峰也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、吉本峰也氏の経歴をご紹介します。吉本峰也氏は昭和50年6月5日生まれで満48歳でございます。住所は余市郡仁木町北町6丁目8番地10、平成6年3月に北海道余市高等学校を、平成8年3月には札幌ソフトウェア専門学校を卒業されております。卒業後は、株式会社シンクタンクオブジャパンに、その後、平成8年10月からは余市川土地改良区に勤務されております。団体役員等につきましては、平成24年5月から令和5年5月まで、仁木スポーツ協会理事監事、平成29年6月から現在まで仁木町スポーツ推進委員、令和4年4月から現在まで仁木町スポーツ少年団理事を務められております。その他といたしましては、平成28年4月から平成29年4月まで仁木中学校PTA会長、令和3年5月から令和4年5月まで余市紅志高等学校PTA会長を歴任されております。吉本峰也氏が、教育委員会に適任と考えますので、ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 1時46分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第14号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第14号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第14号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第16 意見案第6号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第16、意見案第6号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の5ページです。意見案第6号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年9月22日提出。提出者は私、野崎明廣。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、6ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 意見案第7号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第17、意見案第7号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第7号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年9月22日提出。提出者は私、佐藤秀教。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますよう、

よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 意見案第8号

国立病院の機能強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第18、意見案第8号『国立病院の機能強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の9ページです。意見案第8号、国立病院の機能強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和5年9月22日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、前田春奈議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『国立病院の機能強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『国立病院の機能強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 陳情第2号

「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情

○議長（横関一雄）日程第19、陳情第2号『「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情』を議題とします。陳情の朗読を事務局長にさせます。可児局長。

○事務局長（可児卓倫）陳情書の朗読を行います。

別冊議案書の11ページです。陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、令和5年9月7日受理、陳情第2号です。所管委員会は総務経済常任委員会です。提出者は、仁木町の風力発電を考える会 代表 穂積豊仁氏です。件名は、「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情です。

陳情要旨、原文を朗読いたします。事業主、関西電力株式会社による(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業計画に全面反対し、ここに白紙撤回を求めます。反対理由1. 土砂災害・水質悪化の懸念。2. 自然生態系の破壊と鳥獣移動による人身危害や営農被害の懸念。3. 超低周波音などによる健康被害の懸念。4. 建設予定地が社会福祉施設に近接する懸念。5. 風力発電が風で回転していない根本問題について。建設予定地に近接する銀山では約9割、仁木町全体では約4割、道内外のネット署名を合わせて約1万6000筆の署名が集まり、町並びに議員が反対意思を無視できない現況にあります。まず、住民の立場に立って意見を聞き、議員相互の活発な議論を十分尽くし、町会議員として信任付託の責を果たしていただきたいと思います。熱心かつ誠実な審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（横関一雄）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については議会運営委員会委員長報告のとおり総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、陳情第2号『「(仮称)古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情』は総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第20『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第21『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時59分

再 開 午後 2時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和5年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、去る7月に徳島県吉野川市議会会派吉野川政友会いろはに所属されている5名の議員が本町に行政視察に来られ、横関議長とともに意見交換をし、有意義な場となりました。この度の視察の中で、かつての仁木町と旧川島町との交流が話題となり、懐かしい話の花を咲かせたところではありますが、昭和49年に仁木町開拓の先人らの故郷であります徳島県川島町と姉妹町の盟約を結び締結してから交流を重ね、その後、川島町が合併により吉野川市として生まれ変わって以来、交流が途絶えております。平成8年から16年まで実施されたゆかりの旅交流事業に当時参加した子どもたちの多くは、郷土愛を持ち、現在それぞれの立場で活躍しております。姉妹町の締結をした年から、来年で50年という大きな節目を迎えますが、これを機に再び交流を図ることができるよう、吉野川市と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また先月は、コロナ禍で中止しておりました盆踊り・夏まつりが開催され、多くの来場者が訪れ、皆が久しぶりに地域ににぎわいが戻ったと感じられるひと時を過ごせたものと思います。時代の流れとともに少しずつ、思い出となる場や時間が失われ、郷土愛を育むことができない地域は、次第に過疎化の一途をたどっていくことに繋がるものと受け止めております。これらのことを踏まえ、今後も町としては、郷土愛の醸成と、次代を担う人材の育成に力を注ぎ、総合計画にもあります「すべては未来の子どもたちのために」我々が何を残すべきなのか、果たすべき役割は何かを常に念頭に置き、まちづくりを町民とともにつくり上げていかなければならないと、様々な出会いや行事を通じて痛感した次第であります。

最後になりますが、議員各位には、季節の変わり目に当たり、くれぐれもご自愛くださいますよう心よりご祈念申し上げますとともに、来月頭には、令和4年度各会計決算審査が控えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時03分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和5年9月22日～9月22日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後2時03分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R5.9.22	報 告
報告第2号	令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書	R5.9.22	報 告
議案第1号	令和4年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R5.9.22	委員会付託
議案第2号	令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.22	委員会付託
議案第3号	令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.22	委員会付託
議案第4号	令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R5.9.22	委員会付託
議案第5号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	R5.9.22	原案可決
議案第6号	北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について	R5.9.22	原案可決
同意第14号	仁木町教育委員会委員の任命について	R5.9.22	同意可決
意見案第6号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	R5.9.22	原案可決
意見案第7号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	R5.9.22	原案可決
意見案第8号	国立病院の機能強化を求める意見書	R5.9.22	原案可決
陳情第2号	「(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に反対する陳情	R5.9.22	委員会付託